

## 夜間金庫規定

2020年7月1日改定

### 第1条 (反社会的勢力との取引拒絶)

(1) この夜間金庫は、(2)の①、②のAからE、および③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、(2)の①、②のAからE、および③のAからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用をお断りするものとします。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの利用を停止し、または利用者へ通知することによりこの利用を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。

- ① 利用者が利用申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

## 第2条 (利用目的および利用時間)

(1) この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため下記利用時間に利用してください。

(2) 利用時間は 月曜日～金曜日(平日) 午後4時から翌午前8時まで  
土・日・祝日 終日

この時間以外のご利用は、翌日扱いとなりますので注意して下さい。

## 第3条 (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類(以下「証券類」をいいます)を、当金庫所定の入金票(入金伝票)とともに当金庫所定の入金靴(以下「入金靴」といいます)に入れ、その入金靴を必ず施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

(2) 入金票(入金伝票)には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(3) 入金靴を投入したのちは、夜間金庫の外扉が完全に閉じたことを確認のうえ、レシート(利用記録票)を必ず受け取ってください。

## 第4条 (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金靴内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取り扱いにあたり、入金票(入金伝票)に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは当金庫はその責任を負いません。

## 第5条 (入金靴等の返却)

入金靴ならびに通帳等は、当金庫の受入手続き終了後返却いたしますので、窓口営業時間中に来店のうえレシートと引き替えに受け取ってください。

## 第6条 (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金靴の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金靴の開閉に使用します。

(3) お客様に貸与いたします投入口鍵、入金靴鍵の複製作成を当金庫の許可なしで行うことは厳禁いたします。

## 第7条 (鍵、入金靴の喪失・毀損)

投入口鍵、入金靴および入金靴正鍵を失ったとき、または、毀損したときは、直ちに書面により当店に届け出てください。

なお、お客様に起因する事由による場合は、修理費、再製費または錠前(シリンダー)等の取替えに要する費用はお客様の負担になります。

## 第8条 (損害の負担等)

この夜間金庫の利用により、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不

完全な開閉、入金鞆の不完全な施錠その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第2条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

#### 第9条 (解約等)

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金鞆および入金鞆正鍵を直ちに当店へ返却してください。

#### 第10条 (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金鞆および入金鞆正鍵についても同様とします。

#### 第11条 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取り扱いたします。

#### 第12条 (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

#### 第13条 (準拠法、合意管轄)

(1) 本規定の準拠法は日本法とします。

(2) 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫(本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上